

幸小学校対策箇所一覧表

地図上の番号	学校・PTA等からの要望箇所	点検年度	学校・PTA等からの説明・要望	関係機関による点検結果	対策の実施状況
①	「幸小学校前」交差点	令和8年度	・交通量が多く、子供たちにもルールを徹底しているが危険。	・当該箇所では下校時にシルバーの方が見守りで立っている。 ・交差点(十字路)の東西の通り(平成新道)は車通りが非常に多い。 ・交差点では、平成新道を横断(南北を横断)できるように歩行者用信号機(押しボタン式)と横断歩道が設置されている。 ・特に下校時において危険を感じており、交差点北側(学校側)の道路から児童が交差点へと通行してくるが、学校からも啓発を行っているが、平成新道を横断するために信号を待っている児童が車道側に飛び出すことが多々あるため、その都度、シルバーの方などが注意をしてくれている。 ・絶対的な決め方ではないが、基本的な目安として、歩行者用信号機の「青」の時間設定は1mで1秒となっている。例えば、横断歩道の長さが10mの場合には、10秒にプラスして、点滅時間が半分の5秒(横断歩道を渡り初めて、途中で信号が点滅し始めた際に、渡り切れない場合には元の位置に戻るよう道路の半分の長さの時間分)を加えた15秒ほどが目安となる。 ・また、歩行者用信号機の時間設定はあくまで「青」となった瞬間に既に信号待ちをしている人が安全に渡り切れるように設定している。そのため、後から交差点にきた人のために信号機の時間設定を合わせているものではないので、その際には歩行者は無理に渡らうとせず、次の信号を待つようにすることが原則となる。 ・平成新道沿いは自転車ナビマークの路面標示があるが、歩道を走行する自転車が多い。 ○R8年4月から自転車の青切符制度が始まったこともあり、交通企画課にて社会人向けの交通安全教室を計画することで自転車利用者に対する啓発を順次実施していく。 ○横断歩道が近くにあることを表すダイヤモンドの路面標示について、原則は信号機のない横断歩道に設置するものであるが、当該交差点は押しボタン式の信号機であるため、立川警察にてダイヤモンドの設置が可能か改めて確認のうえ、設置の検討を行う。 ⇒懸念していたように、当該箇所では、押しボタン式ではありますが、信号機が設置されている横断歩道となりますため、ダイヤモンドの路面標示を設置することは難しいことが判明しました。 ○当該交差点における歩行者用信号機の「青」の時間設定は原則通りの設定となっているが、立川警察にて「青」の時間を長くすることが可能であるか改めて確認のうえ、信号機の時間延長の検討を行う。 ⇒改めて現場を確認しましたが、歩行者信号機の「青」の時間を長くすることにより、その分、他の「青」の時間が短くなることから渋滞等の影響が懸念されることから現状のまま経過を観察する判断となりました。現状の「青」の時間は基本的な目安通りとなっているため、上記に記載があるように一度に全ての児童を渡らそうとするのではなく、遅れて横断歩道まで辿り着いた児童については、無理に渡らそうとするのではなく、次の信号を待ってから横断歩道を渡らせるように、引き続きの指導をお願いいたします。	実施中
②	幸五公園付近の十字路	令和8年度	・意外と車どおりが多く危険。	・交差点(十字路)の東西の通りはスクールゾーンとなっているが、規制時間帯であっても車の通行がある。 ・当該箇所付近は抜け道となっているため車の通行は多い。 ・交差点(十字路)の東西の通りのほうが優先道路であるため、南北の通りにおいて交差点の手前に「止まれ」の路面標示や標識、停止線が設置されている。また、スクールゾーンであることを表す標識も設置されている。 ・当該箇所では登下校時、PTAの方々が見守りで立っている。 ・小学校から東側方面から通学する児童に比べて、当該箇所含めて西側方面から通学する児童は比較的数量が少ない状況となっている。 ○立川警察署にて実施している/パトロール(スクールゾーンにおける取り締まり等)については、市内全域の危険箇所において順次実施している。幸小学校においてはスクールゾーンの範囲が広く、面での規制範囲となっているため、スクールゾーンへの出入口が多い。そのため、地域住民によるウマ出しについても限界があることから、立川警察にて当該箇所を含めた幸小学校のスクールゾーンとなっている箇所のいずれかについて/パトロールの対象とすることを検討する。 ⇒立川警察にて取り締まりを行う関係課に要望を伝えました。 ○道路課にて交差点中央の道路上に埋め込まれている光る装置の状態を確認し、修理が必要な場合には対応を行う。	実施中
③	小学校東門付近	令和8年度	・飛び出していきやすい、危ないヒヤリハットがあった。	・登下校時の際には児童は東門を通過して通学している。 ・小学校から東側方面から通学する児童が多いため、東門を通る児童は多い。 ・丁字路南側には「飛出し注意」看板が設置されている。 ・東門付近では、一度に多くの児童が通行しているため、横並びで歩いてしまっていることが多い。 ・丁字路の北側と南側には、東門から東側の通りに横断するための横断歩道と横断歩道が近くにあることを示すダイヤモンドの路面標示が設置されている。 ○道路課にて丁字路中央の道路上に埋め込まれている光る装置の状態を確認し、修理が必要な場合には対応を行う。 ○立川警察にて丁字路北側にある横断歩道と横断歩道手前の停止線の塗装が薄れているため再塗装を行うことを検討する。 ○立川警察にて丁字路東側の「止まれ」の路面標示と停止線の塗装が薄れているため再塗装を行うことを検討する。	実施中

幸小学校対策箇所一覧表

地図上の番号	学校・PTA等からの要望箇所	点検年度	学校・PTA等からの説明・要望	関係機関による点検結果	対策の実施状況
④	「立川グリーンテニスクラブ」付近の丁字路	令和8年度	・シルバーの方に立ってもらっている。 ・人通りが少なく防犯上、危険である。 ・また、平成新道からの車通りが多く、交通面でも危険。	・丁字路において信号機や横断歩道の設置はない。 ・丁字路における北側の歩道(東西へ通行する歩道)にはガードレールが設置されている。 ・反対に南側はガードレールはなく、白線のみとなっている。 ・登下校時には、児童は北側と南側の両方の道を通行している。 ・下校時において、小学校東門を出て、東側の通りを通行し、当該丁字路まで来て、南側に曲がった後、車道を横切って反対側の歩道へと通行しようとする児童がいる。丁字路南側の車道は車の交通量も多いため、危険な状況となっている。 ○本来、横断歩道がないからといって道路を横断してはならないわけではないが、小学校児童についてはまだ自己判断能力が成熟していないため、小学校から児童に対して横断歩道のないところでは原則、道路を横断しないように改めて指導をする。 ○立川警察にて丁字路南側にある「止まれ」の路面標示と停止線の再塗装を行うことを検討する。 ○丁字路の東西の通りにおいては、過去に不害者の情報が出ているため、改めてその情報を所管である立川警察署防犯係に情報提供を行う。 ⇒不害者情報について、立川警察署生活安全課防犯係に情報提供を行いました。 ○引き続き、小学校から児童や保護者に対して不害者に遭遇した際には、直接、本人から警察に状況説明をしたほうが詳しい内容を伝えることができるうえ、警察においても素早く情報を把握できる。そのため、最初に学校に連絡するのではなく、本人から直接、110番通報を行うように指導をする。	実施中
⑤	四中北東角交差点(スクールゾーン東端)	令和2年度	・スクールゾーン規制時間帯の進入車両あり。	○横断歩道あり標示を再塗装する。 ⇒立川警察署で再塗装しました。	実施中
		令和5年度	・スクールゾーン規制時間帯の進入車両あり。	・小・中学生合わせて300人程、通る道となっている。 ○引き続き、児童に対して、注意喚起する。 ⇒小学校で年間を通じて実施中です。 ○地域住民に対して、当該箇所が危険箇所であることを周知し、児童の見守りに協力していただけるように働きかける。 ⇒地域安全マップを通じて当該箇所が危険箇所である旨を保護者や関係団体に対して周知しています。	
		令和8年度	・車どおりがあり危険。	・交差点(十字路)の北側と東側に横断歩道が設置されている。 ・交差点では、「止まれ」の路面標示や横断歩道が近くにあることを示すダイヤモンドがあり、標識についても設置されている状態であった。 ・交差点において信号機の設置はない。 ・信号機は交通整理することが目的であるため、基本は交通量の多いところにしか設置できない。仮に交通量の少ないところに設置すると、歩行者による信号無視を誘発する危険がある。。また、当該箇所では横断歩道の長さも比較的短いことから、より信号無視を誘発する恐れがある。さらに一定の道路の幅員についても確保されている必要がある。これらの理由から当該箇所には信号機の設置をすることは難しい状況となっている。 ・交差点における西側の通りはスクールゾーンの入り口であるため、以前は、地域住民(PTA)が規制時間帯に車の侵入を防ぐためのバリケード(ウマ)を設置していたが、現在は、ウマ出しはしておらず、ウマ(スクールゾーンの内容が記載)を付近のフェンスに括り付けて周知を行っている。 ○立川警察にて交差点北側と東側にある横断歩道の路面標示の再塗装を行うことを検討する。 ○道路課もしくは立川警察にて交差点中央にある十字マークの路面標示の再塗装を行うことを検討する。 ○交差点西側の「川越道緑地(飛地)」の草が伸びており、交差点の標識に草が被ってしまっているため、学務課から緑地を管理している部署に情報提供を行う。	

幸小学校対策箇所一覧表

地図上の番号	学校・PTA等からの要望箇所	点検年度	学校・PTA等からの説明・要望	関係機関による点検結果	対策の実施状況
⑥	幸町団地バス停(ロータリー)	令和2年度	・南側から幸通りへの通過車両が多い。 ・児童の横断が多い。 ・通行する車両の制限速度超過。 ・不審者によるスマートフォン撮影。	○横断歩道あり標示を再塗装する。 ⇒立川警察署で再塗装しました。	実施中
		令和5年度	・南側から幸通りへの通過車両が多い。 ・児童の横断が多い。 ・通行する車両の制限速度超過。 ・不審者によるスマートフォン撮影。	・歩道はバス停のロータリーに沿って大回りして歩くようになっている。そのため、児童が近道をしようと、歩道ではない道を渡ってしまっている状態。 ○幸通り側の横断歩道を示すダイヤマークの再塗装を要望する。 ⇒立川警察署より再塗装しました。 ○引き続き、児童に対して、歩道を歩くように指導する。当該箇所が危険であると注意喚起を行う。 ⇒小学校で年間を通じて実施中です。	
		令和8年度	・不審者が出没することが多く、安全に課題。	・登下校に児童が当該箇所を通行する際には、歩道が整備されているロータリー沿いを歩いており、学校としてもロータリー沿いを歩くように指導をしている。 ・交通面では特段、危険がある箇所ではないが、ロータリー側で過去に不審者が出たことがあったため防犯面で心配のある箇所となっている。 ○ロータリー側で過去に不審者の情報が出ているため、改めてその情報を所管である立川警察署防犯係に情報提供を行う。 ⇒不審者情報について、立川警察署生活安全課防犯係に情報提供を行いました。 ○立川警察にて、ロータリー内に設置されている横断歩道の停止線の再塗装を行うことを検討する。 ○引き続き、小学校から児童や保護者に対して不審者に遭遇した際には、直接、本人から警察に状況説明をしたほうが詳しい内容を伝えることができるうえ、警察においても素早く情報を把握できる。そのため、最初に学校に連絡するのではなく、本人から直接、110番通報を行うように指導をする。	
	シティハイムプラタナス付近の十字路(幸小北西の通学路)	令和5年度	・通過車両が多い。 ・昨年度、歩行者と自転車の接触事故発生	○十字路の東西に設置されている標識(飛び出し注意)について、老朽化しているため、取り替えを要望する。 ⇒道路課で取り替えを行いました。	対策完了
	辛窪街道から小学校へのスクールゾーン入り口(通学路西端)	令和2年度	・スクールゾーン規制時間帯の進入車両あり。 ・スクールゾーン標識の設置位置が高すぎる。 ・辛窪街道から交差点角ガソリンスタンドへ進入する車両が歩道を斜めに進入することが多くある。	○スクールゾーン標識の高さを基準まで下げる。 ⇒立川警察署で基準まで下げました。 ○辛窪街道歩道への車両進入防止を施工する。 ⇒北多摩北部建設事務所で歩道の車道境に歩行者防護のガードパイプを設置し、ガソリンスタンド側に車両乗り入れ防止のボードを設置しました。	対策完了
	幸通りと小川遼分岐点Y字路	令和2年度	・通行する車両の制限速度超過。	○横断歩道あり標示を再塗装する。 ⇒立川警察署で再塗装しました。	対策完了
	学区北端西武線沿い	令和2年度	・不審者情報が多い。	○バトロールを強化する。 ⇒立川警察署で順次、実施中です。	対策完了